

市立中等教育学校及び高等学校における通級による指導実施要綱

千葉市教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成28年12月9日付け文科初第1038号文部科学省初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」に基づき、千葉市立中等教育学校及び千葉市立高等学校（以下「市立高等学校等」という。）において通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定める。

(通級による指導の定義)

第2条 通級による指導とは、市立高等学校等に在籍する障害のある生徒で、障害の状態の改善又は克服を目的とした指導が必要な者（以下「通級生徒」という。）に対して、市立高等学校等における特別な指導の場（以下「通級指導教室」という。）で行う特別の教育課程による指導（以下「特別な指導」という。）をいう。

(対象生徒)

第3条 前条に規定する通級生徒とは、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等がある生徒をいう。

2 通級生徒は、校内検討委員会における審議を経て、校長が決定する。

(通級指導教室の設置)

第4条 通級指導教室の設置については、原則として1通級指導教室あたり1名以上の対象生徒が見込める場合に、校長の要望により設置を検討し、教育委員会が判断する。

(通級による指導の形態)

第5条 通級による指導の形態は、次のものとする。

自校に設置される通級指導教室での指導

第6条 中学校に勤務するLD等通級指導教室通級担当教員は、教育委員会から兼務発令を受けて、市立高等学校等の通級による指導の担当教員（以下「通級担当教員」という。）として派遣し業務に従事することができる。

(通級による指導の実施)

第7条 設置校の校長は、通級指導教室の運営方針を作成し、学校全体として校内支援体制を整備するとともに、全職員の協力のもとに通級指導教室を適切に運営する。

第8条 設置校の校長は、通級生徒の決定、指導の開始、終了及び中断についての対応を適切に行う。

2 校内検討委員会での審議の経緯や決定内容について、千葉市就学支援委員会「LD等部会」で報告を行う。

第9条 通級による指導を実施する際は、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成し、本人・保護者の同意のもとに、効果的な指導を行う。

(教育課程)

第10条 通級による指導は、学校教育法施行規則第140条に規定する「特別の教育課程」によるものとする。

第11条 設置校の校長は、通級指導教室の教育課程を編成し、教育委員会に届け出る。

(教育内容)

第12条 通級による指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導）とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。

第13条 通級による指導の授業時数は、年間35時間を1単位とし、年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる。

2 通級生徒に係る週当たりの授業時数は、当該生徒の障害の状態を十分に考慮して負担過重にならないように配慮する。

(通級担当教員の指導時間)

第14条 設置校の校長は、指導を行う担当教員の指導時間を適切に定める（週1時間程度）。

(指導要録)

第15条 在籍校の校長は、通級生徒に係る指導要録を管理する。

2 指導要録には、通級による指導の授業時数、指導時間、指導の内容及び修得した単位数を、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」等に記入する。

(補足)

第16条 この要綱の運営については、別に定める「市立中等教育学校及び高等学校における通級による指導実施細目」による。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。